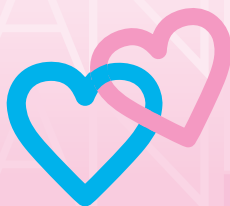


届けよう看護の声を！ 私たちの未来へ

会員ハンドブック



日本看護連盟

JAPANESE NURSING FEDERATION

日本看護連盟綱領

1 私たちは一人ひとりの知恵と力を結集し、国民の健康と福祉の向上のために強力なる活動を推進いたします。

2 私たちは「看護は一つ」の旗のもとに、看護制度改革と労働条件の改善のため、強力なる政治活動を推進いたします。



contents

日本看護連盟綱領	2
● 看護連盟の事業と実績	
看護連盟誕生	4
看護協会と看護連盟	6
看護連盟の事業	8
看護の発展と国民の健康・福祉の向上のための取り組み	10
「看護師等の人材確保の促進に関する法律」以降の看護界の動き ..	12
● 政策実現のための活動	
法律ができるまで	16
政治の場に代表を送る	18
強い組織になるために	19
2020年度新スローガン「届けよう看護の声を！ 私たちの未来へ」	20
社会から信頼される自律した強い組織になるために	21
政治活動と選挙運動	22
選挙に行こう！ 投票しよう！	24
選挙運動とは	26
インターネット選挙運動	28
● 組織と役割	
日本看護連盟の目的達成に向けて	30
青年部・OB会の活動	32
● 規 約	
日本看護連盟規約	34
日本看護連盟規約細則	42
日本看護連盟のあゆみ	44
日本看護連盟会員数の推移	50
日本看護連盟の歌	51
あなたも会員になりませんか	51

看護連盟誕生

1959(S34)

看護連盟は、看護協会の看護政策を実現するための政治団体として誕生

看護連盟の母体である公益社団法人日本看護協会（現公益社団法人日本看護協会）は、「質の高い看護の提供」を目的に、会員への教育や福利厚生等支援活動を通じて日本の看護水準の向上を図るため、昭和21年（1946年）設立された。

しかし、看護職が抱えるさまざまな問題の中には、政治的手段によってしか解決できない問題がある。そのためには、看護職の代表を国政に送り、看護協会の目指す政策や意見を反映させ、解決していかなければならない。

そのため、日本看護協会は昭和34年10月、政治団体である日本看護連盟を設立した。以来今日まで組織代表を国政に送り、法律の制定や改正を通じて看護職の質の向上・労働条件・看護教育の改善などを実現するために大きく貢献している。



社団法人日本看護協会設立

1946(S21)

- 1 社会の変化に応じた看護環境や仕組み作りが必要
- 2 看護職の処遇改善や教育の充実・地位の向上を図るための法律の制定や改正が必要
- 3 陳情や請願の繰り返しだけでは看護に関する法律上の問題解決につながらない

* 公益法人は特定の政党を支持したり選挙運動ができないため政治力が必要

政治力が必要

政治団体 日本看護連盟設立

1959(S34)

目的
看護協会の目的達成に必要な政治活動を行い国民の健康と福祉の向上に貢献する

リフォーム連盟始動!

2005(H17)

スローガン
「ベッドサイドから政治を変える!」を決定

公益社団法人日本看護協会へ移行

2011(H23)

新スローガン

「届けよう看護の声を! 私たちの未来へ」を決定

2020(R2)

看護協会と看護連盟



看護協会と看護連盟は役割を分担しながら
協働し問題解決をはかる

現場の 問題



解決のために
必要な法律を変える
根拠ある主張

政策提言活動 看護協会

日本看護協会は

1. 国の保健医療福祉に関する諸々の検討会に委員として出席
2. 毎年、看護政策をまとめた要望書を政府に提出

Politics

Politics (政治活動) を行う日本看護連盟と
politics (政策提言) を行う日本看護協会が
P・p (ピッピ) とつながり協力しあうことで、
政策提言活動を政治活動に乘せ制度化する
ことができる。(南 裕子: 連盟通信第420号より)

政治力を発揮する

政治活動 看護連盟

日本看護連盟は

1. 看護協会の提言する看護政策実現のために政策決定の場である国政・地方議会に代表議員を送る
2. 代表議員が看護問題の解決を政策決定の場で進展させるための支援

看護連盟とは……日本看護連盟と都道府県看護連盟
看護協会とは……日本看護協会と都道府県看護協会

看護連盟の事業

看護の問題を政策に反映する

研 修 会

支部研修会 都道府県別研修会
都道府県ブロック別研修会 本部研修会

政治啓発活動

職場で直面する諸問題をみんなで話し合い、
看護職全体に共通する労働条件の改善等、
政治的解決に向けて取り組む。
また社会の人々の理解を得て、一緒に活動する。

代表議員および地元国会議員等との連携

国会見学・講演会・セミナー・国政報告会・
看護問題小委員会・看護問題対策議員連盟

看護職を代表する議員を 政策決定の場へ送る

後援会活動

普段から代表議員の政策を看護現場や支援者に
伝えたり、看護職一人ひとりが政治への関心を
高める活動などを行う。

選挙運動

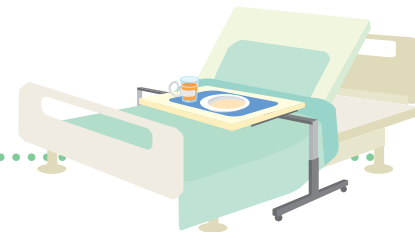
私達の力で国会や地方議会に代表者を送ります。
また看護に理解のある国会議員や地方議員を推薦し
この方々の力も借りて問題解決まで努力する。

陳情・請願活動

組織としての意見をまとめ、
国や自治体の政策に反映されるよう
国会・行政官庁・地方議会に働きかける。

看護の発展と国民の健康・福祉の向上のための取り組み

日本看護協会の提言する看護政策の実現に向けて



重点政策・重点事業(2022～2024年度)

*重点政策・重点事業については変更の可能性あり

1. 全世代の健康を支える看護機能の強化

看護提供体制の構築

地域における健康・療養支援体制の強化に向けた取り組み

地域における看護職の確保と活躍推進

2. 専門職としてのキャリア継続の支援

看護職の働き方改革の推進

看護職のキャリア構築支援

看護職の生涯学習支援体制の構築

3. 地域における健康と療養を支える看護職の裁量発揮

看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト／シェアに関する事業

特定行為に係る看護師の研修制度の活用推進

資格認定3制度の養成戦略の検討

4. 地域の健康危機管理体制の構築

新型コロナウイルス感染症への対応

感染症のパンデミック及び災害時の看護支援活動に関する事業

重点課題

- 准看護師養成の停止
- 看護師基礎教育の4年制化
- ナース・プラクティショナー(仮称)制度構築

制度が変わると看護が変わる!



「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（看護師等人確法）以降の看護界の動き

看護師等人確法が日本の看護界を大きく変えた

「看護師等人確法」は、急速な高齢化と保健医療を取り巻く環境の変化に伴い看護職確保の重要性が増したことにより、1992(平成4)年に成立した。この法律は、看護職の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進のための措置を講ずることによって、高度な専門知識と技術を有する看護職を確保し、国民の保健医療に資することを目的としており、このための指針が記されている。下記に示すように「看護師等人確法」の成立後、日本の看護界は大きく動き始めた。

看護界への影響

1992年(H4)

- 診療報酬改定。基準看護加算20%程度的大幅アップ!
「夜間勤務等看護加算」を新設、複数夜勤体制と夜勤回数が要件
- 「看護の日」(1990年制定)行事で、看護職の就業促進、看護への理解などを目的とした「ふれあい看護体験」開始
- 厚生省、看護師等養成所運営費補助の充実強化。自治省、看護系大学・短大設置に財政援助を発表。看護大学の新設、短大の四大化進む
- 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」公布
週休2日制の普及促進、年次有給休暇の取得促進、残業の減目指す
- 国家公務員看護職員完全週休2日制。自治体がならう
- 文部・厚生・労働省「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」告示
院内保育など保育対策充実、組織内の看護部門位置付けなどの措置
- 老人訪問看護ステーション設置

1993年(H5)

- 日看協「認定看護管理者制度」ファーストレベル教育開始
- 厚生省「看護業務検討会報告書」まとまる
- ナースセンター設置され翌年からナースバンク事業などを強化
- 男性保健師の誕生(11月)

1994年(H6)

- 診療報酬改定。新看護体系が創設され、精神・一般病棟種別に関係ない看護体制がとれるようになる。「夜間勤務等看護加算」では「4人体制・月9回以内」の区分新設
- 法定労働時間は週40時間になる

1995年(H7)

- 国家公務員新卒看護師の昇給月の繰上げ(7月→4月へ)

1996年(H8)

- 診療報酬改定。「夜間勤務等看護加算」要件が、「夜勤人数・回数」から「患者数対夜勤看護要員・夜勤労働時間」に変更され、上限は「患者15人対夜勤看護職員1以下、月平均夜勤72時間以下」
- 厚生省「看護職員確保対策特別事業の実施について」(通知)
看護職員確保対策の一環として国庫補助。
- 厚生省「看護職員労働安全衛生法一部改正「産業保健師」誕生

1997年(H9)

- 看護師国家試験合格発表3月に変更

1998年(H10)

- 「学校教育法等の一部を改正する法律」公布
専修学校の卒業生にも大学編入の道

2000年(H12)

- 厚労省「看護職員就労確保総合支援事業の実施について」(通知)
- 看護職に守秘義務の規定
- 第4次医療法改正により「一般病床」と「療養病床」に区分され、「一般病床」の看護職員配置基準が4:1から3:1に引き上げられた

2001年(H13)

- 保健婦(士)、助産婦、看護婦(士)の名称は、それぞれ保健師、助産師、看護師に変更・統一された

2002年(H14)

- 国公立看護系大学が100校を超え、大学院の設置も進む
- 診療報酬改定。「夜間勤務等看護加算」の上限を「患者10人対夜勤看護職員1以下、月平均72時間以下」に引き下げ、「30対1」を廃止
- チーム医療の評価に伴い専任の看護師が算定要件に入る(緩和ケア、がん化学療法)

2003年(H15)

- 中医協に初の看護専門職専門委員登用

2004年(H16)

- 専門看護師100人、認定看護師1000人を超える

2006年(H18)

- 診療報酬改定、入院基本料7:1新設

2007年(H19)

- 改正保助看法、改正看護師等人材確保法成立

2009年(H21)

- 保健師助産師看護師法ならびに看護師等人材確保法改正改正のポイント
 - ①看護師国家試験受験資格として大学卒業を追加明記
 - ②保健師・助産師教育の教育年限を6か月以上から1年以上にすること
 - ③卒後臨床研修の努力義務化

2011年(H23)

- 介護保険法改正で「複合型サービス」創設

2014年(H26)

- 看護師の特定行為研修制度創設
- 看護師等の離職時における都道府県ナースセンターへの届出規定(努力義務)の創設・人材確保法の改正
- 介護保険法改正の際「看護小規模多機能型居宅介護」と名称変更
(大雪による看護師国家試験の追加試験の実施(595人合格))

2016年(H28)

- (2月)平成28年度診療報酬改定
- ①夜間看護体制の充実に関する評価として、下記が新設
 - 看護職員夜間16対1配置加算
 - 夜間30対1急性期看護補助体制加算
 - 夜間看護体制加算
 - ②病院看護師の参画と役割が明記され下記が新設
 - 退院支援加算
 - 退院後訪問指導料
 - 訪問看護同行加算
 - ③「認知症ケア加算」の創設

2018年(H30)

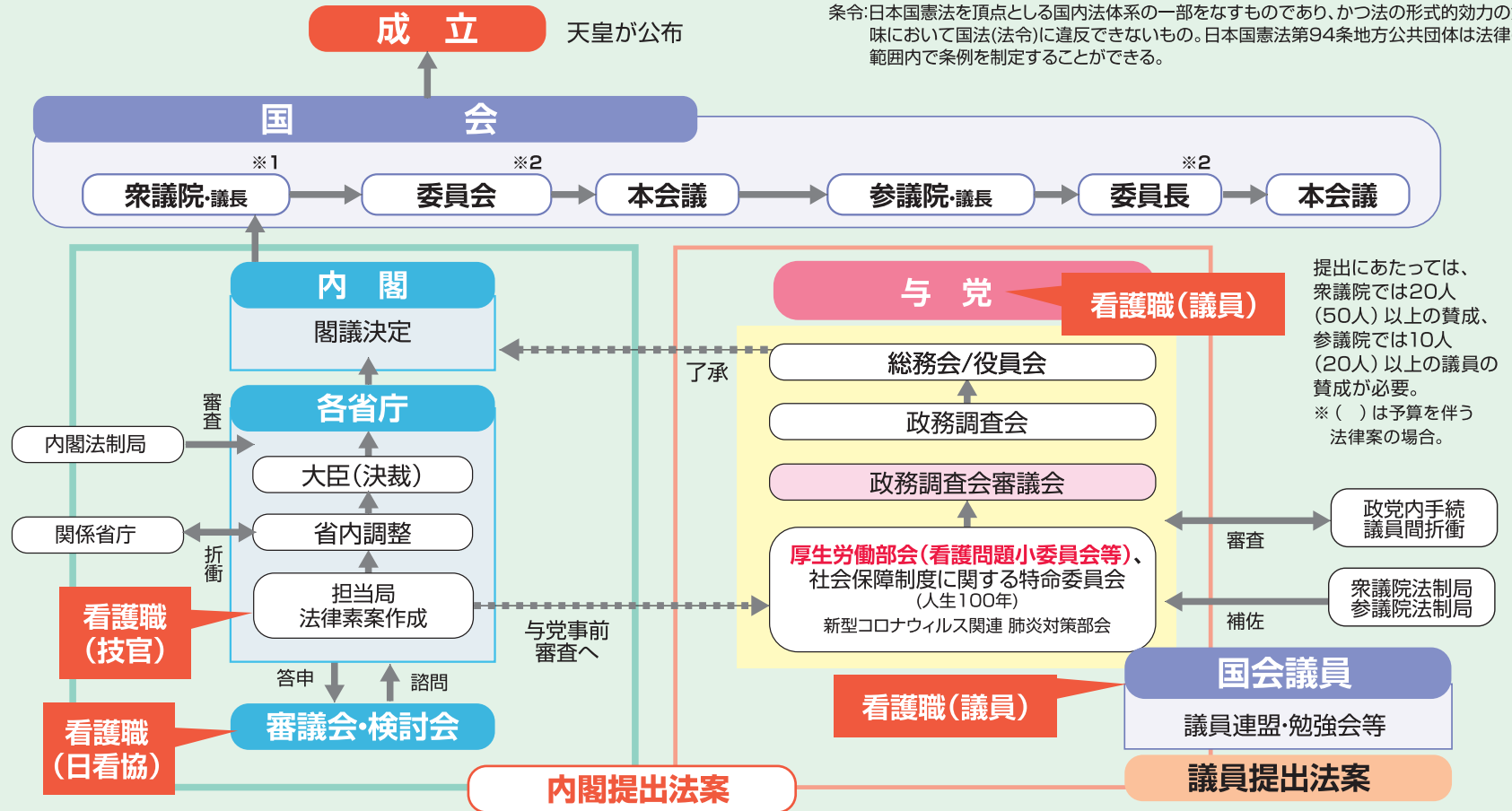
- 一般病棟入院基本料(7:1、10:1)の再編
- 「退院支援加算」から「入退院支援加算」に名称変更「入院時支援加算」の新設
- 機能強化型訪問看護管理療養費の新設
- 看護、介護職員連携強化加算の新設
- 訪問看護ターミナルケア療養費の新設
- 国公立看護系大学 265校設置
- 専門看護師2,075人(13分野)
認定看護師18,542人(21分野)

2019年(H31)

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(ハラスメント防止法)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律
- 医療保険制度の適正かつ効率的の運営を図るための一部を改正する法律(医療保険制度の改正)

法律ができるまで

日本の立法過程



政令:日本国憲法第73条第6号に基づいて内閣が制定する命令行政機関が制度する命令の中では最も優先的な効力を有する。
省令:各省の大臣が制定する当該省の命令
条令:日本国憲法を頂点とする国内法体系の一部をなすものであり、かつ法の形式的効力の意味において国法(法令)に違反できないもの。日本国憲法第94条地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができる。

政治の場に代表を送る

看護の現場の声こそが看護の向上と
国民の健康に大きく寄与する

例 参議院の場合

参議院議員の定数 総定数248人

参議院の選挙 6年任期、半数ずつ改選によって3年に1度の選挙

当選させたい候補者の
名前を書こう

候補者の得票数の多い順に
当選が決まる

参議院比例代表選挙は非拘束名簿式

公 示

政党が選挙に公認した候補者名簿を届け出る

投 票

有権者は投票用紙に候補者名(政党名も可)を書いて投票する

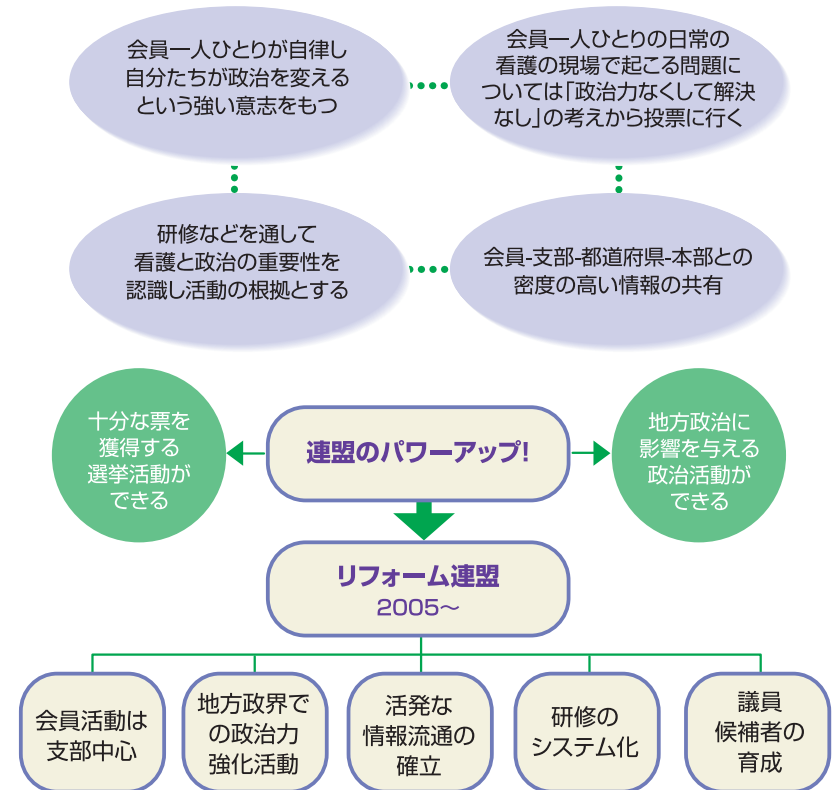
開 票

〇〇党候補者全員の得票数 + 政党名の得票数 → 〇〇党の総得票数

非拘束名簿式とは

1. 政党の総得票数に基づいて各政党の当選者の数が決まる
2. 各政党に配分された当選者の数の中で、
候補者個人の得票数の多い順に当選が決まる

強い組織になるために



看護職は、専門職組織を通じて、看護の質を高めるための
制度の確立に参画し、より良い社会づくりに貢献する

—日本看護協会「看護者の倫理綱領」条文15を一部改変—

2020年新スローガン 「届けよう看護の声を！私たちの未来へ」

- 平成17年度通常総会で「リフォーム連盟」を可決
会員一人ひとりの自律に基づくネットワーク型組織への改革をすすめる
- 令和2年度通常総会で新スローガン「届けよう看護の声を！私たちの未来へ」を決定。フローレンス・ナイチンゲール生誕200年に活動の原点を踏襲し未来志向のスローガンを掲げた

改革の5つの柱と具体的な活動

1

会員活動は支部を中心とする

・支部数 679 (2022年10月末現在)

2

地方政界での政治力強化活動

・都道府県看護職議員 1名 市長 1名
市町村看護職議員 28名 (2022年10月末現在)

3

活発な情報ネットワークの確立

・新聞→機関誌「アンフィニ」／ファックスニュース「ミニアンフィニ」
／WEBアンフィニ／LINEアンフィニ／facebook

4

役員に対して徹底研修

・支部役員研修会・新会長研修会・ブロック別看護管理者等政策セミナーの開催

5

議員候補者の育成・支援

社会から信頼される 自律した強い組織になるために

看護連盟組織力の強化 2011～2021

1

確かな政策実現力

看護現場の声を理解する議員を増やし、希望する政策を実現する力

2

強力な集票力

現役160万人の看護職に見合った集票力

3

多くの人材提供力

選挙をできる人材を多数抱える力

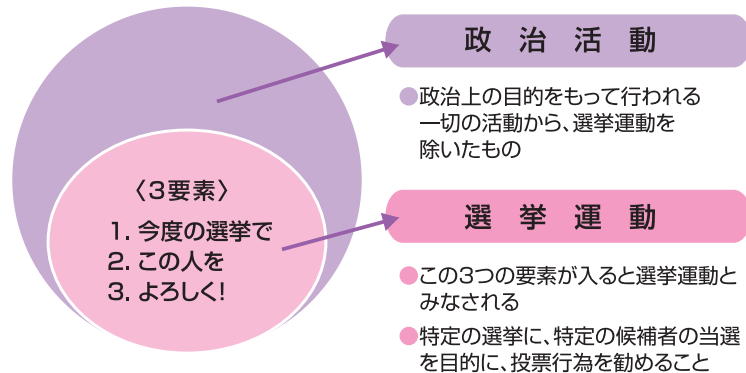
4

情報ネットワークの確立

会員・非会員に対する広報活動の推進



政治活動と選挙運動



広い意味の政治活動には選挙運動が含まれるが
公職選挙法では「政治活動」と「選挙運動」を明確に区別している!

一人の力(参政権)を 大きな政治力にするために

私たちは日本国民として3つの基本的人権が与えられている。
その1つが参政権である。
そして選挙は民主政治で最も重要な役割を担っている。
私たち個人の力は弱いものだが、一人ひとりの言葉や行動がま
まれば社会の情勢を左右する世論という力になる。また、選挙で
一票一票を積み上げ、自分が支持する候補者を当選させ、その人
を通してよりよい政治を行ってもらうことができる。

私たち一人ひとりの力を結集して看護環境を変えていく

●あなたが選挙前に自由に行えること(公示の前)

1. 特定の人の社会的、文化的活動を援助するための後援会への加入
2. 友人、知人、隣近所に後援会への加入を勧める
3. 後援会や立候補しようとする人への寄付(ただし、政治資金規正法により寄付額等に制限があります)
4. 立候補しようとする人について職場の仲間と話し合いをする
5. 個人または団体で候補者を推薦する

●あなたが選挙期間中(候補者が立候補届出後)に行えること

1. 友人や知人に会った時、「〇さんをお願いします」「〇さんが当選するように応援してください」などと投票や応援を依頼する
2. 自分の家や職場などに訪ねてきた人に、投票や応援を依頼する
3. 電話で投票や運動を依頼する
4. 演説会の応援弁士になる
5. 町内会、同窓会、職場の親睦会等の会合に出て、責任者の承諾を得て、休憩時間中、居合わせた人に自分の支持する候補者のために挨拶をする
6. 民間の職場では責任者の承諾を得て、休憩時間中、居合わせた人に自分の支持する候補者のために挨拶をする

選挙に行こう！ 投票しよう！

期日前投票に行こう

投票日に仕事や旅行、そのほかの用事の予定がある人は、選挙の公示日の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時まで、区役所、市役所、町村役場などで期日前投票ができる。（土曜日や日曜日と同じ時間にできる。）

なお、期日前投票所によっては、期日前投票ができる日時を限定している場合があるので、あらかじめ区市町村選挙管理委員会からのお知らせを確認のうえで行く。できる限り、期日前投票の活用をすすめる。

投票券がなくても、免許証や健康保険証があれば、いつでもどこでも投票ができる。

投票はとても大切な権利！



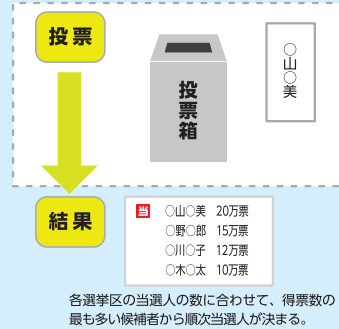
投票の仕組み

●参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙からなるので、2つとも投票する。

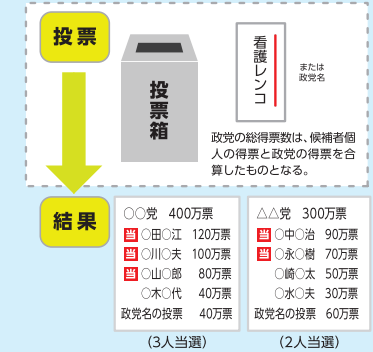
選挙区選挙

原則、都道府県の区域（鳥取・島根・徳島・高知はそれぞれ2県の区域）で行われ、有権者は当選させたい候補者名を記載して投票する。



比例代表選挙

全国を単位に行われ、有権者は当選させたい候補者名または政党名のいずれかを記載して投票する。



●衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなる。

また同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われますので、3つとも投票する。

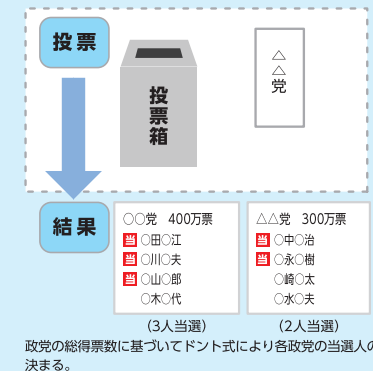
小選挙区選挙

全国289の選挙区ごとに行われ、有権者は候補者名を記載して投票。



比例代表選挙

ブロックごとに行われ、有権者は政党名を記載して投票。



総務省ホームページより改変

選挙運動とは

公務員の選挙運動

国家公務員や地方公務員も、日頃から個人の意志で同じ『志』をもった仲間を増やしていくことはできる。また、たまたま路上で出会った友人等に投票をお願いすることもできる。ただし、**その地位を利用して**選挙運動をすることは禁じられている。また、政党や政治団体の役員、顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員になることはできない。

選挙運動と後援会活動の違い

選挙運動とは、選挙公示日から投票日前日までの投票依頼活動をいう。「選挙運動の3要素」の入った文書・呼びかけは選挙の公示日から投票日前日までしかできない。

選挙運動の3要素

①○○の選挙で ②○○に投票してください
(を)よろしく ③

後援会活動とは、選挙運動期間内以外に行なわれる候補者の政治活動をいう。



してはいけない 選挙運動

投票を頼むため各戸を訪問する
候補者の名前を街頭でふれ歩く
自分の手持ちの葉書等で
友人等に投票を頼む
陣中見舞いとしてお酒等を
候補者に贈る

事前運動と みなされる行為

選挙期間外に
有権者に対して
投票依頼をすること
(会話・文書等)

後援会とは

現職の議員や、議員を目指す人を推薦支持する団体で、選挙が目的ではなく、政治活動を後援するのが目的とする

インターネット選挙運動

✕ 投稿できないこと

- 他の候補者の誹謗中傷
- 一般人の顔が明確に写りこんだ画像
- 証紙の貼られていない室内用ポスターやチラシ、リーフレット
- 候補者の写真や似顔絵、名前が書かれた文書・図画

できること／できないこと	政党等	候補者	有権者 (候補者・政党等 以外の者)
ホームページ、ブログ等	○	○	○
SNS (フェイスブック、ツイッター等)※1	○	○	○
政策動画のネット配信	○	○	○
政見放送のネット配信	△※2	△※2	△※2
選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
選挙運動用ビラ・ポスターを添付した 電子メールの送信	○	○	×
送信された電子メールの転送	△※3	△※3	×

できること／できないこと	政党等	候補者	有権者 (候補者・政党等 以外の者)
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用 電子メールに添付された 選挙運動用ビラ・ポスターを 紙に印刷して頒布（証紙なし）	×	×	×
ウェブサイト等や電子メールを 用いた落選運動※4	○※5	○※5	○※5
ウェブサイト等や電子メールを 用いた落選運動以外の政治活動	○※6	○※6	○※6
選挙運動用の有料インターネット広告	×	×	×
選挙運動用ウェブサイトへ直接 リンクする有料インターネット広告	○	×	×
挨拶を目的とする 有料インターネット広告	×	×	×

(注)

※1 メッセージ機能を含む(LINEなど)

※2 著作権隣接権者(放送事業者)の許諾があれば可

※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要

※4 単に特定の候補者(必ずしも1人の場合に限られない)の落選のみを図る活動を「落選運動」としてはいうこととする

※5 現行どおり、規制されない。ただし、新たに表示義務が課される

※6 現行どおり、規制されない

日本看護連盟の目的達成に向けて

日本看護連盟の主な役割

- 選挙方針の決定と徹底
- 国会での政治力強化
- 情報発信の活性化
- 会員拡大
- 人材育成
- テキストやグッズなどの作成
- その他

都道府県看護連盟の主な役割

- 支部の総括・調整・支援
- 地方議員の擁立
- 看護議連の設置・運営
- 都道府県協会、他団体との連携
- 会員拡大
- OB会、施設代表者会議などの運営
- 都道府県単位で必要な研修
- 政治資金収支報告書の作成・提出
- その他

支部の主な役割

- 会員拡大
- 支部役員の増加
- 施設連絡員の統括・支援
- 研修の実施
- 後援会活動
- 選挙活動
- その他

看護職の倫理綱領(抜粋)

(日本看護協会が作成 2021年3月公表)

- 1 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
- 2 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。
- 3 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
- 4 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観にそった選択ができるよう支援する。
- 5 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報とは適正に取り扱う。
- 6 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。
- 7 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
- 8 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。
- 9 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。
- 10 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。
- 11 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
- 12 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイングの向上に努める。
- 13 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。
- 14 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもって社会と責任を共有する。
- 15 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。
 ▶看護職は、いつの時代においても質の高い看護の提供を通して社会の福祉に貢献するために、専門職としての質の向上を図る使命を担っている。保健・医療・福祉及び看護にかかわる政策や制度が社会の変化と人々のニーズに沿ったものとなるよう、看護職は制度の改善や政策決定、新たな社会資源の創出に積極的に取り組む。
 看護職は看護職能団体に所属し、これらの取り組みをはじめとする看護の質を高めるための活動に参加することを通してよりよい社会づくりに貢献する。
- 16 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

看護連盟青年部

平成19年、政治の勉強会を開催していた若手会員の有志が、若手看護職の政治参加を活性化する目的でポリナビ（Political Navigations Network）をスタート。また、平成20年から23年にかけて日本看護連盟政治アカデミーを開講し、各地域の若手リーダーを養成した。これらが元になって、各県で青年部が組織されるようになった。全国的な組織として、青年部活性化委員会、青年部全国会議が開催されている。

看護連盟青年部は「政治」「政策」の学びを通して自分たちにできることを考え実行することで、日本の看護・医療がより良いものとなることを目指す20～30歳代を中心とした若手会員の集まり。メンバーには新卒看護職もいて、楽しみながら活動している。

「青年部」は男性も女性も含めた若手看護職全体を指す名称

若手の看護職が所属施設や都道府県の垣根を越えてつながること、看護・医療に関する多くの情報を知ることができたり、研修会やワークショップを通してたくさんのネットワークができる。
未来の看護の仕事はどうなる？ やりがいや働く環境はどうなる？

自分ごととして考える良いきっかけにもなり、とても刺激になる！
また、参加するだけではなく、実際に研修会やイベントを企画・運営できることも良い経験となる。
あなたのアイデアを実現してみよう！

青年部は各都道府県にあり、県独自の面白い取り組みや、全国・ブロックでのイベントも多数あり。

メンバーは全国で総勢600名以上！（2022年調べ）
研修会やワークショップにもお気軽にご参加ください。
Join us!!



看護連盟OB会・OB支部

看護連盟の会員のほとんどは、現場で活躍する現役の看護職ですが、リタイアした後も連盟活動に協力する熱心な会員や退任された看護連盟の役員がいる。それまでの仕事や連盟活動を通じて培った人的ネットワークは、とくに選挙運動において、たいへん大きな力になっている。

看護職OBを交えた懇談会を開いて様々なご意見を伺ったり、平成17年から始まったリフォーム連盟後は、OB支部を設立して、より積極的な活動を行なっている県もある。

2022年10月現在、27の県にOB支部が設置されている。



日本看護連盟のOB懇談会

日本看護連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本組織は、日本看護連盟と称する。

(事務所)

第2条 日本看護連盟は、事務所を東京都渋谷区神宮前5丁目8番2号、日本看護協会ビル内に置く。

(目的)

第3条 日本看護連盟は、公益社団法人日本看護協会の目的達成に必要な政治活動を行い、あわせて国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 日本看護連盟の目的達成のため必要な活動を行う。

- (1) 看護職の政治力強化に関する活動
- (2) 看護職組織代表の国政進出と支援に関する活動
- (3) 組織強化・拡大に関する活動
- (4) 広報に関する活動
- (5) 都道府県看護連盟、都道府県看護連盟支部との連携に関する活動
- (6) その他の目的を達成するために必要な活動

第2章 会 員

(種別)

第5条 日本看護連盟会員(以下、「会員」という。))は、正会員、特別会員、名誉会員、学生会員、賛助会員とする。

- 2 正会員は、公益社団法人日本看護協会会員である者。
- 3 特別会員は、正会員の経歴を有し、未就業で公益社団法人看護協会会員でない者。
- 4 名誉会員は、看護連盟活動に顕著な功績のあった正会員、特別会員の中から、別に定める細則に基き、都道府県看護連盟役員会の推薦を受け、日本看護連盟中央役員会(以下、「中央役員会」という。)で承認をした者。
- 5 学生会員は、保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格を得るために就学している学生で日本看護連盟の主旨に賛同する者。
- 6 賛助会員は、日本看護連盟の主旨に賛同する者で、中央役員会が推薦する個人または団体。

(入会)

第6条 正会員、特別会員、学生会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により都道府県看護連盟を経由して日本看護連盟会長に申込むこととする。

2 賛助会員として入会しようとする者又は団体は、日本看護連盟の主旨に賛同する者で、別に定める入会申込書により日本看護連盟会長に申込むこととする。

(会費)

第7条 会員の会費は年額5,000円とする。

2 名誉会員及び学生会員の会費は免除する。

3 賛助会員の年会費は、1口2,000円とし、賛助会員において任意に定めた1口以上の金額とする。

(退会)

第8条 正会員、特別会員、名誉会員、学生会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を都道府県看護連盟を経由して日本看護連盟会長に提出し、任意に退会することができる。

2 賛助会員は、日本看護連盟会長が別に定める退会届を日本看護連盟会長に提出し、退会することができる。

(除名)

第9条 次の行為を行った会員は、第16条に定める総会(以下、「総会」という。)の決議により除名することができる。ただし、本人には弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 日本看護連盟の規約又は規約細則に違反したとき
- (2) 日本看護連盟の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

第3章 役 員

(設置)

第10条 日本看護連盟に次の役員を置く

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人以内 |
| (3) 幹事長 | 1人 |
| (4) 常任幹事 | 2人 |
| (5) 幹事 | 8人以上10人以内 |
| (6) 監事 | 2人 |

(選任)

第11条 役員は、日本看護連盟の正会員の中から選任する。

2 日本看護連盟の会長、副会長、幹事長、常任幹事、監事は、別に定める委員会が推薦し、都道府県看護連盟会長会で決定し、総会において報告する。

3 前項で決定する役員以外の役員は、中央役員会が推薦し、都道府県看護連盟会長において決定し総会へ報告する。

(任期)

第 12 条 役員の任期は、3 年を 1 期とし、選任された通常総会の終了の翌月 1 日から始まり、3 年後の通常総会終了月末日までとする。ただし、2 期を超えて再任することはできない。

2 役員が任期の途中で欠けた場合は、次の通常総会の終了の翌月 1 日から就任する役員を選任する。選任された役員の任期は、就任した年から始まる。

(職務)

第 13 条 会長は、日本看護連盟を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

3 幹事長は常勤とし、日本看護連盟の業務を統括する。

4 常任幹事は常勤とし、日本看護連盟の業務を担当する。

5 幹事は、日本看護連盟の業務を分担し、執行する。

6 監事は、その他の役員の業務の執行状況及び会計を監査する。

(顧問)

第 14 条 日本看護連盟は顧問を置くことができる。

2 顧問は、都道府県看護連盟会長会で決定する。

3 顧問は無給とする。

(報酬)

第 15 条 役員は幹事長及び常任幹事を除き無給とする。ただし、会長が常勤となる場合は給与を支給することができる。

2 役員には、職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 常勤役員の給与は、日本看護連盟常勤役員・職員給与規程に基づき執行する。

第 4 章 総 会

(種別)

第 16 条 日本看護連盟総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 17 条 総会は、第 24 条で定める代議員（以下、「代議員」という。）をもって構成する。

2 総会には、代議員以外の会員も参加することができる。

(権限)

第 18 条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約改正
- (2) 参議院議員としての組織代表の候補予定者の決定
- (3) 会員の会費の額

- (4) 会員の除名
- (5) 本会の解散及び残余財産の処分
- (6) 都道府県看護連盟会長会で総会の決議が必要と認めた事項
- (7) 総会の議長団の承認
- (8) その他日本看護連盟の規約に定められた事項

(開催)

第 19 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。

- (1) 都道府県看護連盟会長が必要と認めたとき
- (2) 会員の 10 分の 1 以上が会議の目的を記載した書面により、会長に対して開催の請求があったとき

(招集)

第 20 条 通常総会は、会長が招集し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を 30 日前までに代議員に通知する。

(議長)

第 21 条 総会に議長団を置く。

2 議長団は 2 人とし、総会前の都道府県看護連盟会長会において正会員の中から選出し、総会で承認する。

3 議長団は、互選により議長を定め、議長交代は予め議長団の協議により定める。

4 議長は総会の秩序を保持し、議事を整理して運営と進進に責任を持つ。

(定足数)

第 22 条 総会は、第 24 条の代議員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

(決議)

第 23 条 総会における決議は代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 総会における議決権は、代議員 1 人につき 1 個とする。

(代議員)

第 24 条 代議員は、毎年都道府県看護連盟において正会員、特別会員の中からこれを選出する。

2 代議員は総会に出席し、議決権を行使する。

3 代議員は、都道府県看護連盟に毎年 2 月 20 日までに会費を納入した正会員及び特別会員 400 人ごとに 1 人とし、それに各都道府県役員 3 人を加えた員数とする。ただし、会員の端数 200 人を超えるときは 1 人を追加することとする。

4 総会に出席できない代議員がある場合には、都道府県看護連盟会長は委嘱補充することができる。

第5章 都道府県看護連盟会長会、中央役員会、ブロック協議会並びに委員会

都道府県看護連盟会長会

(構成)

- 第25条 都道府県看護連盟会長会は、日本看護連盟役員と都道府県看護連盟会長で構成する。
- 2 顧問は出席することができる。ただし、議決権を持たない。
- 3 都道府県看護連盟会長会は、日本看護連盟役員、都道府県看護連盟会長の各々3分の2以上の出席がなければ成立しない。
- 4 都道府県看護連盟会長が出席できない場合は、都道府県看護連盟役員の中から代理出席を認める。なお、代理出席者は議決権を持つ。

(決議)

- 第26条 都道府県看護連盟会長会は、日本看護連盟会長が招集し、議長となり、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 予算
 - (2) 決算
 - (3) 役員の選任・解任
 - (4) 臨時総会の開催
 - (5) 後援会の役員
 - (6) 事業計画・事業報告
 - (7) 通常総会の提出議題
 - (8) 総会の議長団の推薦
 - (9) 中央役員会で都道府県看護連盟会長会の決議を要すると認めた事項
 - (10) その他
- 2 都道府県看護連盟会長会における決議は、出席した都道府県看護連盟会長の過半数によって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

中央役員会

(構成)

- 第27条 日本看護連盟の役員で構成する。
- 2 日本看護連盟会長が認めた者は、参加することができる。
- 3 中央役員会は、日本看護連盟の役員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。
- 4 幹事が出席できない場合は、日本看護連盟会長の承認のもとで代理出席を認める。なお、代理出席者は議決権を持つ。

(決議)

- 第28条 中央役員会は、日本看護連盟会長が招集し議長となり、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 総会、都道府県看護連盟会長会での決議以外の事項
 - (2) 各種規程、細則、内規、申し合わせ事項の改正
- 2 中央役員会における決議は、出席役員の過半数によって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

ブロック協議会

(構成及び運営)

- 第29条 次に定めるブロックに協議会を置き、ブロックにおける諸問題等を協議する。
- (1) 北海道・東北ブロック
 - (2) 関東・甲信越ブロック
 - (3) 東海・北陸ブロック
 - (4) 近畿ブロック
 - (5) 中国・四国ブロック
 - (6) 九州ブロック
- 2 運営等に関する事項は別に定める。

委員会

(委員会の設置)

- 第30条 日本看護連盟は、中央役員会の決議により必要に応じて委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は、中央役員会で選任する。

第6章 都道府県看護連盟

(名称)

- 第31条 日本看護連盟は、各都道府県に〇〇（都道府県）看護連盟を置く。

第7章 都道府県看護連盟支部

(名称)

- 第32条 都道府県看護連盟に支部を置き、都道府県看護連盟〇〇支部と称する。
- 2 支部の認定に関する事項は別に定める。
- 3 その他、支部に関わる事項に関しては、各都道府県看護連盟で定める。

第8章 事務局

(事務局の設置)

- 第33条 日本看護連盟の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員は会長が任免する
- 4 職員の給与は、日本看護連盟常勤役員・職員給与規程に基づき執行する。

第9章 会計及び会計年度

(会計年度)

- 第34条 日本看護連盟は、会員の会費及び寄付金その他の収入により運営し、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計責任者)

- 第35条 政治資金規正法届出会計責任者は、会長がこれを指名し決定する。

第10章 扶助

(会員の扶助)

- 第36条 正会員、特別会員が、日本看護連盟の機関決定指示に基づく組織活動の遂行中又はその遂行によって死亡、負傷、罹病その他すべての不利益処分などの事項が発生したときは、内規の定めるところにより日本看護連盟において補償する。

第11章 雑則

(委任)

- 第37条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な細則は、中央役員会の決議により別に定める

附 則

- 第1条 この規約は、平成30年6月5日から施行する。

沿革 昭和35年4月19日作成
昭和38年5月11日改正
昭和42年5月1日改正
昭和44年4月25日改正
昭和49年5月14日改正
昭和51年5月14日改正
昭和53年4月24日改正
昭和54年4月30日改正

昭和57年4月26日改正
昭和62年6月25日改正
平成5年6月5日改正
(平成6年施行)
平成6年4月27日改正
平成12年6月2日改正
平成17年6月3日改正
平成20年7月31日改正
平成23年6月14日改正
平成25年6月13日改正
平成30年6月5日改正

日本看護連盟規約細則

（目 的）

第1条 この細則は、規約37条により業務を執行するために必要な事項を定める。

第1章 会 員

（住所の変更）

第2条 会員が住所又は勤務先を変更した時は、所属していた都道府県看護連盟に届けなければならない。届出を受けた都道府県看護連盟は、新都道府県看護連盟及び日本看護連盟に変更届を提出するものとする。

（記載及び登録の抹消）

第3条 所属都道府県看護連盟は、会員から住所又は勤務先の変更届が提出されたら、会員名簿の変更又は会員名簿より抹消するものとする。会員を受け入れた都道府県看護連盟は新たに会員名簿に氏名等を登録するものとする。

第2章 会 費

（会費）

第4条 日本看護連盟の会費は、都道府県看護連盟を経由して日本看護連盟に納入するものとする。

（納付期日）

第5条 会費は、翌年度分を2月20日までに都道府県看護連盟を経由して納入するものとする。ただし、新入会者の会費納入期日はこの限りではない。

（納付会費）

第6条 一旦納入した会費は、理由を問わず返還しない。

第3章 委員会

（委員会の設置）

第7条 日本看護連盟は、常設の委員会として以下の委員会を置く。

- (1) 「現場の声」活用促進委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 選挙対策委員会

2 委員会の委員は、中央役員会が選任する。

3 委員会の任務、構成、及び運営に関し必要な事項は、中央役員会の決議により別に定める。

第4章 ブロック協議会

（各ブロック協議会に属する都道府県看護連盟）

第8条 規約第29条に定める各ブロック協議会に属する都道府県は、次のとおりとする。

- (1) 北海道・東北ブロック
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
- (2) 関東・甲信越ブロック
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・東京都・新潟県・山梨県・長野県
- (3) 東海・北陸ブロック
富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
- (4) 近畿ブロック
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
- (5) 中国・四国ブロック
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県
- (6) 九州ブロック
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

（ブロック協議会の組織、運営）

第9条 ブロック協議会の組織、運営に関して必要な事項は、中央役員会の決議において別に定める。

第5章 扶 助

（補償額）

第10条 規約第36条により、正会員、特別会員が死亡した時は、一律100万円とする。負傷、罹病、その他の事故については最高額50万円とする。

（予算）

第11条 日本看護連盟の一般会計並びに別途募金によりこれにあてる。

（給付の決定）

第12条 中央役員会において決定する。

（手続き）

第13条 申請書に医師の診断書を添え、都道府県看護連盟会長を経由して日本看護連盟会長に提出する。

（給付の制限）

第14条 故意に給付の事由を生じさせたときは、役員会において当該給付を行わないことができる。

附 則

第1条 この規約細則は平成24年6月16日から施行する

沿革 平成24年6月16日制定
平成26年4月1日改正
平成30年6月5日改正

☆は日本看護協会長を兼任

[illegible]

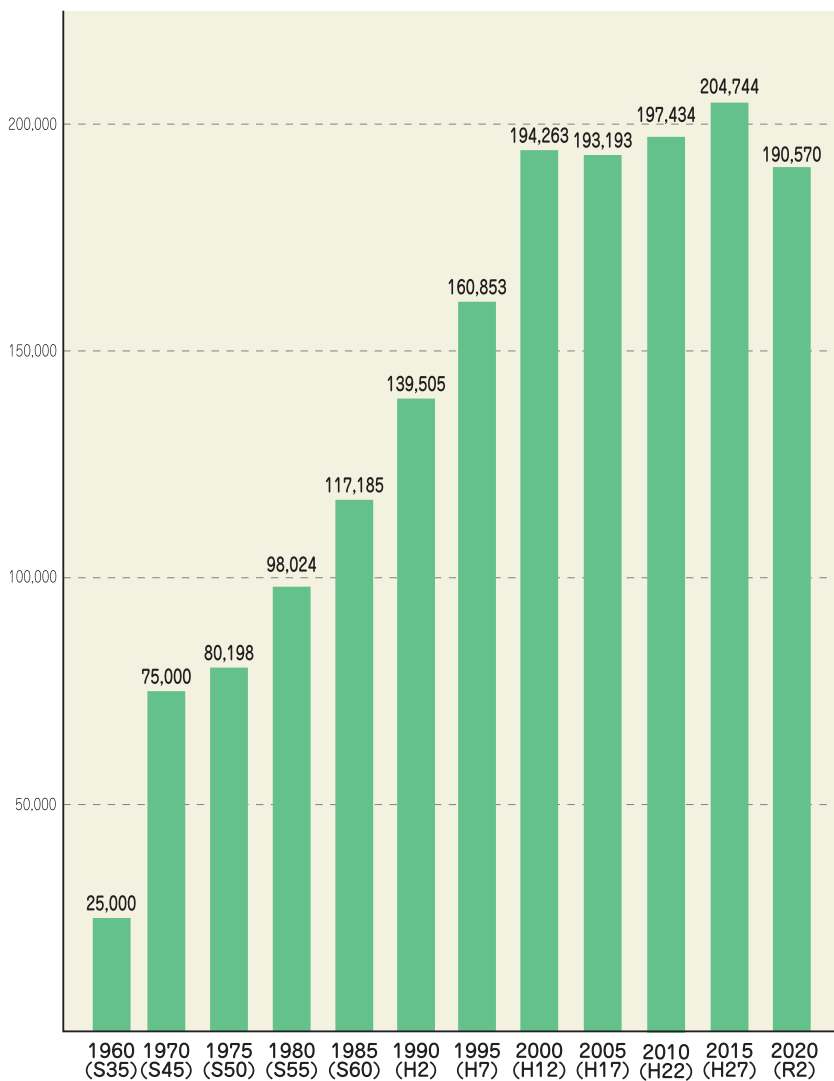
Memo

[illegible]

Memo

[illegible]

日本看護連盟会員数の推移





日本看護連盟の歌



日本看護連盟の歌

柴田キヨ子 作詞
 白石十四男 作曲

一、日の本の

ゆるがぬ花や なでしこの

心ゆたかに

津々に広めん

香るなでしこ

日本看護連盟

二、諸人に

白衣の姿 目に映えて

使命尊し

使命尊し

永久に栄えん

白衣かがやく

日本看護連盟

三、心して

若き芽生えを また老いを

明るき園生に

育くみ行かなん

清き心の 日本看護連盟

あなたも会員になりませんか

あなたの友人にも入会をお勧めください

日本看護協会の会員であれば、誰でも自由に連盟会員になれます。新会員を増やしましょう！
 一人ひとりの行動が目的達成の原動力となるのです。

賛助会員・学生会員の入会もお勧めください

看護職以外の方・看護学生の方で当連盟活動の主旨に賛同いただける方であれば
 どなたでも入会できます。ぜひ加入をお勧めください。

入会手続き、会費等については、都道府県看護連盟にお問い合わせください。

お申し込み方法

入会のお申し込みは、会費納入票にご記入の上、都道府県看護連盟までにご提出ください。また、参考資料をご希望の方、その他お問い合わせ等は都道府県看護連盟または日本看護連盟までご連絡ください。



日本看護連盟

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

TEL ● 03-3407-3606

FAX ● 03-3407-3627

ホームページ ● <http://www.kango-renmei.gr.jp/>



公式ウェブサイト



WEBアンフィニ



LINEアンフィニ